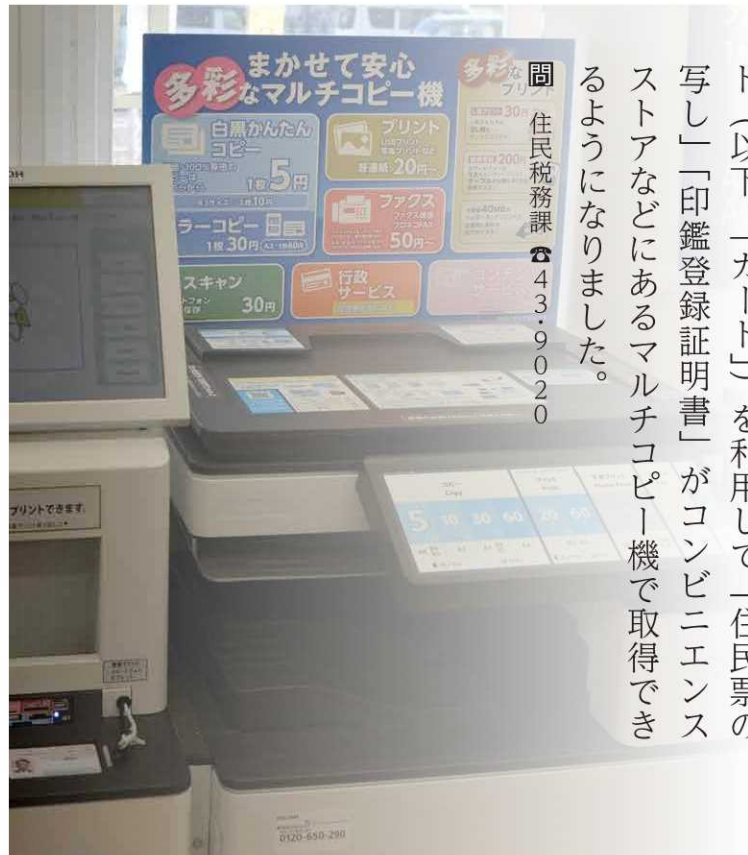


いつでも、どこでも、かんたんに コンビニ交付、 始めました。

皆さんの暮らしをより便利に——。
令和5年12月1日から、マイナンバーカード（以下、「カード」）を利用して「住民票の写し」「印鑑登録証明書」がコンビニエンスストアなどにあるマルチコピー機で取得できるようになりました。

〒43-9020 住民税務課



利用できる時間

午前6時半～午後11時
※店舗営業時間内のみ
※12月29日～翌年1月3日およびシステム休止日を除く

交付手数料

【住民票の写し】
300円／一通
【印鑑登録証明書】
300円／一通

※コンビニ交付で取得した証明書の返金はできません
※手数料条例により免除となる場合でも、コンビニ交付サービスで証明書を取得した場合には手数料がかかります。無料での発行を希望する場合は、役場窓口で手数料免除となる事由および使用目的などを申し出のうえ、証明書を申請してください

利用できる店舗

ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セブンイレブン、コカロファインなどマルチコピー機が設置されている全国の店舗

利用できる方

カードをお持ちの方で、カードに「利用者証明用電子証明書」が搭載されている方
※カード交付時に設定した数字4桁の暗証番号が必要です
※マルチコピー機で暗証番号の入力を連続して3回間違えると、利用できなくなります。解除にはご本人がカードをお持ちのうえ、役場窓口へお越しください

取得できない証明書

●本人および同一世帯の方以外の住民票の写し
●住所などの異動履歴が記載された住民票の写し（改製原住民票）
●転出者および死亡者の住民票の除票の写し

- 転出者（転出予定者を含む）が含まれる世帯の住民票の写し
- 住民票コードを記載した住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 交付制限の申し出をしている方の住民票の写し、および印鑑登録証明書
- 本人以外の印鑑登録証明書
- 外国人住民の方の「通称の記載および削除に関する事項」を記載した住民票の写し

注意事項

- 役場窓口で印鑑登録証明書を請求するには、これまでどおり印鑑登録カードが必要です。
- 15歳未満の方は利用できません。
- カードの交付を受けた当日、電子証明書の更新手続きの当日、他の市区町村で作成したカードの継続利用手続きを行った当日は利用できません。翌開庁日以降に利用できます。
- 証明書が複数枚になる場合、ホチキス止めはされませんので、お取り忘れにご注意ください。
- 住民票の写しには、現住所と前住所が記載されます。

〔ローソン編〕 マルチコピー機で証明書を取得する方法

① マルチコピー機のタッチパネルを操作します



証明書の交付

証明書交付サービス

② マイナンバーカードをセットする



③ 「お住いの市区町村の証明書」を選択する



④ 4桁の暗証番号を入力する



※ 3回間違えるとロックします

⑤ マイナンバーカードを取り外す

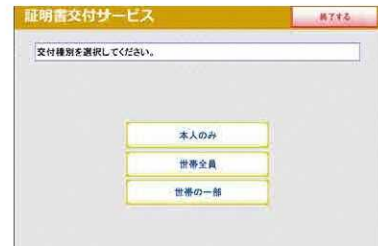


⑥ 必要な証明書を選択します



※ 取得可能な証明書のみ表示されます

⑦ 画面の案内に従って必要事項を入力する



⑧ 必要な部数を入力する



⑨ 発行内容を確認して、手数料を納付する

⑩ 証明書を領収書が印刷されますので、お取り忘れにご注意ください